

落し込めが出来るという事ではある。

19 着

入れておくからという事は今の950万とは
関係ないという事ではある。

建設常任委員会

4月27日

19 着

14日、わが市で。

もう一点、下水道条例の中で、この議案綴
りの33ページ、第3条の第4号、ニニに醸造、製氷、
製紙、が下水道の外へ排水を吐くというこ
とではあるが、この製紙の場合では、非常に高度の
化学薬品を使うので、処理をして使えなくなるであ
る、ヘドロが積るといふことで排水汚染との関
係である、そういうことは委員会として結論出し
ておいた。

建設常任委員会

4月11日、お話を外水ではあるが、当局から一応着年
をお願ひいたします。

19 着

これ、お世私、お聞きした方がよいと、静岡
県の 中である向へて非常に紙の産地である、
大さの問題に付いて、漁業権との問題に關連
しておられる、特に、直野津社一応処理場から

海中へ流していい場合にはある。今先出ているその
埋めてとの関連である。ヨットハーバー、漁業橋と
の関連である。北宿村と。そういう問題で土木
と陸を引くという気がある部である。

議 案

休憩いたします。(午前11時22分)
再開いたします。(午前11時22分)

19 着

これは当局からお聞きしたいと思っております。
それから市道認定である。203号である。栗園と
の2-3の204号である。米須と2-3の栗園
との2-3に出るところと2-3の米須と2-3の
ら道は割と広い部である。中間にあるとある
広いと。両入口がある。何かから狭いところがある
部である。4-2の2-3は一般の委員会として
認めたいというところになっている部である。現場調
査が行われた。

建設常任委員会

現場はあわてた状態で、大体図面です
が、場所を特に道路行政におおきくは前
にも申し上げたが、今年この道路行政につ
いては予算もがめ合っていた。ある程度徹
底に調査してあげようというお考えであ
るが、今は給水の道路が市道認定され、
そしてオール舗装である。4-2の2-3
の2-3の道路の整備という面から市道認定

至る所に行けば、一応舗装、そのほか道路の整備
備えもあつた、その結果がどうしてあらはな
い。どういふ意味で、殆どが今、陳情そのものを認
めてくれというふうなことが思ふ。しかし、我
が宜野湾市において、そのうちの嚴重な着査を
して、市道認定をやるという時期は少し遅くあ
つたにやがて、ある程度道路そのものが、その
方の地域住民がそれだけの利用価値、ある道路
であるならば、一応認定をせよとあつたという
方が、その方が委員会としてその着査の対象と
してあつた。

19 着

その市において、私も同感であるが、
何かしら、両入口が小さくて、甲の方は大さ
いと感じてあつたが、これは委員会。

建設常任委員長

その上では、前の市道認定の場合も、
この箇所が、小さくした。入口は小さくて、又
甲で、この場合は、その工事の時点で、地域
住民の協力を要して、この場合は、解消して、
たいてい、これは、当局に申し入れて、その場
合も、幅員に、つて、これは、基準に、つて、
その工事施工の場合、は、つて、いた、た、
は、申し入れてあつた。

19 着

これは、解消した。

議長

休憩いたします。(午前11時25分)

再開いたします。(午前11時31分)

建設常任委員長

この件については当局が対応をせざるを得ないと思っております。

助 役

今回の二箇問につきましては、このような製紙等の化学薬品等の処理については、直接排水を排水にいたしました場合には、何らかの公害が生ずれるという心配は十分あると思っております。そういう点を想定いたしまして、条例の13条、14条等においては、除害施設の設置等の指示、又、排除の制限等を行なうことができるとして、十分実情を調査いたしまして、そして細かな規定について、規定を設け、いわゆる規則等を設けてお示しを告知していただくことと考えております。

19 着

この531まで、終了です。

4 着

公有水面の使用並びに許可費について、5Fにお聞きしたわけですが、これは当局の意見もお聞きしたわけですので、

議長

休憩いたします。(午前11時33分)

議 告

再開いたしました。(午前11時33分)

建設常任委員長

当局は押し返しては、二つの陳情がある。これから憩業権の問題、二つとも発生しているので、早く二つともを善処したいと思っている。この要望は委員会としては取り入れてあります。

4 着

私の質問はこうしていることは、結局、今第一次埋立が施工に切り替わって、第二次埋立、実はその地域の開発という面では統合開発で市当局がこれら何れかの一帯の開発が構想がこれからおられるんじゃないかと思っております。その時集に於いて個人に権利を奪って何した場合にはこれが阻害になることが、その点は当局からの聴取はして頂くべきです。

建設常任委員長

はい、当局から聞いております。この陳情の内容を検討いたします。

4 着

今の段階では許可願一で、これを許可するということになれば、次に政府にこれを申し出て、政府からある程度これを副申をつけてくれという事で市の了解の上に来るとは、許可願一を決定した場合に、市として許可は受けられない問題にやるとは、その場合には、これに對する統合開発の計画があった場合に

湾市の今後策定すべきである総合開発計画、及び
 4巻などが懸念しておられた問題は私も同意
 でありましたが、その点は今、4巻だけが質疑をされた
 ために、私の方の意は有って、疑問はあつたので
 聞かされた方が、当局にお伺いした方が、この陳情
 はヨットハーバーとしておられるレジャー産業の方で
 ありませぬか、実際問題として埋め立て半年、
 1ヶ月はレジャー産業らしいことでも、計画的な倒
 産をさせて、公害を引かせるような企業をたて
 たらどうおられるか、その点も心配な
 る訳ですが、勿論宜野湾市には埋立権はござい
 ませぬ、私人に埋立許可をする場合には宜野湾
 市の同意を求めようと思つた、それに対して、市当局
 は条件をつけて同意をするが、白紙で同意をす
 るが、その点の市長の考え方を聞かされた。

市長

同意をいたしました。埋立権については認可
 は勿論おつた通り15万坪以内は知事の権
 限でございませぬ。レジャー、宜野湾市におおられたら
 残された30万坪の認可がございませぬ。県の方針
 としては市町村、県外、国以外に対しては公有水
 面の埋立は一切をせぬと、宜野湾市においても今
 後残された30万坪が今おつた方式で国場と契約
 して、国場から賦金で埋め立てた後に認可取
 り消しだと、認可しないといふことをおつた建設部と
 一緒に副知事をおつたことに、埋立促進のことに行
 ったことに付いておつたこと、それによつても再検
 討はあつた、それで済んでおつたが、この問題につ

ました。もし県に埋立申請をする場合に、市長に埋
立の副申をつけてくれとされた場合には副申はつ
けられないと思っております。この意味でこの問題は
おそらく今後の市町村の総合開発計画の中で市
町村が検討すべき問題だということを私に理
解しております。

12 着

このように受け取ってよろしいかと。議
会の方で埋立をしようというふうには採択し
ても責任は執行部として、公害企業があるかも
知れず、一応埋立を完了すれば、埋立後は
どうなるかという点から、おうおうでではな
いので、議会の方で採択しても、執行部とし
て慎重に検討するということについては受け取って
いますか。

市 長

おっしゃる通り、副申はつけられないと思
います。

12 着

つけたい、いい、わかりました。

議 員

以上、この案件については委員個別審査の経過
並びに経過報告がありました。本報告についで
は終了です。ほかには委員報告も終了
です。

議 長

休憩いたしませう。(午前11時45分)
再開いたしませう。(午後0時20分)

議 長

日程第10、認定第5号、1972年度宜野湾市公有
水面埋立特別会計歳入歳出決算認定についで
は、この討論を求めませう。

議 長

討論を省略いたしたいと思ひませうが、ご異議
ごないませうか。

議 長

ご異議ごないませうので、討論を省略いたし
たてまつらば申しませう。

認定第5号についで、原案通り認定することに
ご異議ごないませうか。

(果議せしむ時)

議 長

ご異議ごないませうので、原案通り認定することに
決定いたしたる。

議 長

次に、日程第11、認定第6号、1972年度宜野湾市
土地区画整理第二地区清算金特別会計歳入歳
出決算認定についで、この討論を求めませう。

議長

討論を省略いたしましたと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしまして表決に付します。

議案第141号については、原案通り認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんので、原案通り認定することに決定をいたしました。

議長

次、日程第10、議案第142号、宜野湾市下水道条例についての討論を求めます。

議長

本案につきして討論を省略いたしましたと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしまして表決に付します。

議案第142号については原案通り可決することに、ご異議ございませんか。

(異議ありと呼ぶ)

議 長

ご異議ございませんので、原案通り可決することに決定をいたしました。

議 長

日程第19、議案第144号 昭和47年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算についての討論を求めます。

議 長

本案につきましては討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしまして表決に付します。

議案第144号につきましては、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議ありと呼ぶ)

議 長

ご異議ございませんので、原案通り可決することに決定をいたしました。

議 長

日程第20、議案第146号 昭和47年度宜野湾市水

道市業会計補正予算についての討論を求めた。

議長

本案に付しても討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしまして表決に付します。

議案第146号に付しては、原案の通り可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長

ご異議ございませんので、原案の通り可決することに決定いたしました。

議長

日程第2 議案第8号 直野湾市の市道認定についての討論を求めた。

議長

本案に付しても討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしまして表決に付します。

議 長

認定番号に付しては、原案の通り認定することに御異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議 長

御異議ございませんので、原案の通り認定することに決定をいたしました。

議 長

日程第22、陳情番号、公有水面使用並心埋立許可願についての質疑を許します。

12 着

御意見を提出いたします。陳情番号、公有水面使用並心埋立許可願についての質疑応答を聞いておりましたが、建設常任委員会での審査が十分でなかつたといふことが考えられるので、もういっぺん慎重に検討されることを要望いたします。

(賛成と叫ぶ)

議 長

以上、12着の崎間議員から陳情番号に付しては、審査が不十分であるので、再付託をして十分審査していただくというわけでございますが、いかがに御異議ございませんか。

意見

(異議ありの時分)

議 告

○異議のあったもの、陳情第8号、公有水面埋立使用並に埋立許可願-1に付託して再度建設常任委員会の方に付託をいたす。

尚、審査の方法に付して、閉会中に審査をしていただくこと、次の定例会にご報告をお願いいたします。

以上、建設常任委員会に付託してありし全案件の処理を終ります。

議 告

次は日程第23、議案第4号 1972年度直野湾市一般会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第134号、期末手当の特例に関する条例について、日程第25、議案第143号、昭和47年度直野湾市一般会計補正予算に付して、18日の本会議におき、総務常任委員会の方に審査を付託してありしが、審査が終了いたしました。報告書が送付済みです。本報告書の朗読を省略いたしました。直に総務常任委員長の大河原君にご報告をお願いいたします。

総務常任委員会

先の本会議におき、本総務委員会に付託されし三案件に付してご報告申し上げます。

議案第4号 1972年度直野湾市一般会計歳入歳出決算認定について、新歳入の方で不納欠損額が、おおよそ出ております。この決算額に付して

は、大体、不納税者の名前を大体見ておられ、住
行の不明が多くて、課税をしたものの、市外に行つた
り、或は4の字行の方からないうようなところか
大なる原因で本年度の2,000以上の不納欠損が
出ておるからでございます。

歳入に つきましては、大体この程度が委員会の方
よりつけ指摘したところでございます。

それから歳出に つきましては、特に公教の土木関係
これが年度が12ヶ月から10ヶ月半のために執行が
十分でなかつたという事で、一応は不用類が出て
ございますが、これは大体全額現年度にわたって計上
して、現年度で執行中でございます。別に委員会と
してはこれについて指摘したところもございませぬ。
全額一割で当然、これは課税おへるものがあるとい
ふのに決意をいたしてございます。従つて、本案件
は、本会議に於いても課税おへるべきであるという
委員会としては認めてございませぬ。

次に、議案第134号、期末手当の特例に関する案
例について、これは例年12月分現在に於いては、この
特例を設けて、職員に期末手当の増額分を支給
するといつてございませぬ。大体類似市の浦添、或
は泉佐野の方とも一応は支給額を比べておられ、三
年においては唯昨年度の方が少額額に於いては落ち
たといつて、これも当然この程度は支給おへるであ
るというふうに委員会としておれば、原案通り可決おへ
るものと決意してございませぬ。

次に、日程第25、議案第143号、昭和41年度道野
津市一般会計補正予算に つきましては、市の都長以下
七、八名の課税を意味をいたして、説明を聴取

しからず審査して参りました。また歳入の方の市税の減。これは当局といたしましては当初予算において、この超過を見積りしておいた。見積りをあつかしてあったということ。それによれば落ちるわけは行方不明ということ。市税の税額を修正してござります。その他歳入については別に疑問点もござります。それがらつと加えて申し上げますが、牛乳の国有提供施設所在市町村助成交付金にござりまして一応大きな金額が減額されてござりますが、この牛乳も国有の土地で市が課税でござるものが少いためにこれだけ減額されたという理由でござります。その他歳入については別に異議の点はござりませんでした。

歳出にござりしても委員会といたしましては、慎重に審査して参りました。別にこれといったことはござりません。ただこれ、10款の方の教育費、この点については現在執行中でありますが、もつと11月にかけて年度内に工事を執行していただくというのを強く要望申し上げてこれもこの143号にござりまして原案通り可決すべきものと決定してござります。

以上簡単に報告申し上げました。おとほしめお詫言に御座います。

議 答

以上三案件について総務委員より審査の経過並びに結果の報告がござりました。
本報告に対し、質疑を許します。

9. 着

執行当局にお伺いしたい点でありますが、経済
 厚生教育審議会にお伺いしても色々現行制
 度の問題が指摘されておりましたが、申し上げが
 ない。健康保険の予算審議の場合に、現行案
 例の予算の適用予算が非常に多い課でございし
 て、一例を申し上げますが、特殊勤務手当の制度
 が今のまま生かされておると、去った47年度の予算
 審議の場合にござらぬが、この特殊勤務
 手当の性格がものを十分に生かすべく条例
 を改定する旨と、又、改正をせよと付というのを
 ござらぬが、申し上げられども、この改正について市
 当局の事務改善、その他機関でこの改正に関
 して審議がなされておるかどうか。

給与という対象にありまして、一回支給して受けた
 場合に、これを減額する場合は非常にたがいの課で
 ございまして、これは現在のラスアルファの件とも関連
 いたしまして、給与の一部でございまして、手当は関連
 いたしまして、給与の助成と管轄の給与の中の特殊
 勤務手当という性格、これは現行の学校現場にお
 ける職員の給与、或は市の職員の給与等につい
 ての検討がなされて、48会計年度からこの基本的
 指針の方に沿って、別つてや3事務段階がで
 るかどうか、その点についてお聞かせ願います。
 有て私がこれをお聞かせがと申し上げますが、皆を
 一方は各部署に對して予算要求をなされてい
 る課でございまして、これは、おとす月で新年度の予算
 編成は終了、議会の審議に於ける段階になつ
 ておりました。この意味で基本的にどのよう

186
採考の方を考へておられる訳ですが。

総務部長

お答に申し上げます。今のご質問でございますが、
当局の事務段階といたしましては、各市町村の給与
条例そのものが根本的に改める必要があらうじや
ないかとこのようにして地方課としても各市町村か
ら色々データを集めて、それぞれの処置を調べて
いる訳でございます。そして、一応各市町村の地所
しをある必要から向こうとしてと準則を早目に流す
必要があらうとあらうという事で色々資料を準備
し、提供しておるつもりでございます。私共としては
先程果ご指摘がございました様に、色々うろつた面の
検討も十分いたしまして、3月の条例案にはそれぞれの
措置を調べているという所まで今とっこんで
いる次第でございます。

9 番

このよう地方課とも連絡をとりながら給与の
うろつた助成策が有限、現行の改定である
らば非常にアンバランスな状態です。一例を以て申
させていただきます。同じ学校現場にありながら20年働
いた事務職員も高校を出て2、3年の職員が
給与も多くなっている。親子の段階でも経
験年数をもちながらこういうふうな格好になって
いるんです。これは教育長先生もよくおわかりだと思っ
ております。同じ学校現場に教育委員会の教育行
政の管轄下に働く職員がこういうふうになっている。
4.17.又、答へます。今、プラスアルファの18,000円のこと

もごまかしてはくれども、皆此方としては現行33,000
 円のアラスタルツァーという二七に在る款でございませうが
 二七の二七は縮身体系であるが、本俸に一括
 してやるべき性格のものであるからと申す。今、総
 務部から、地方課からの指導助言もあって、検討
 するに当たっておりますが、いさかのもんで、市長も、
 これは非常に職責を勇気を持って元氣よくおけらし
 い能力で市政に反映させるために御苦労御の
 対価でございませう。これは一律33,000円と申
 すと、非常に不均衡を露け出さるゝかどか。
 果してこのアラスタルツァーという額がどの程度までか
 誰か見てもらふ額であるかどか。必ずしもアラ
 スタルツァー自体が縮身体系、直接には私は申し上げ
 られたいけれども、縮身の性格からいへば一部
 にはなっております。やういふ意味でこの助成金を考
 へるに限り、又、制度上の皆此方の条則を基本的に
 考へるに限り、二七の二七のアラスタルツァーの
 二七の二七は縮身体系であるという二七に在りませう。ある職員
 においては望んでおられると申すけれども、ある職員
 においては減俸の処置が講じられるという二七は
 二七は必ず出て来る款です。やうな二七は、せいかく
 適正な人事をやっても減額に在る職員が出る可能
 性が出てくる。二七の二七は皆此方予算資料も集
 めておられる。今、総務部から、地方課から
 のやういふ指導助言もあるという二七でございませう
 で、改めて新年度から二七の二七の助成金について根
 本的に一つ、私はご要望を申し上げたい。以上で
 す。

8 養

収入の方ですが、市税、すべての税が大体70パーセント、72~73パーセントというふうになっておりますが、この税率の徴収率の低下です。その上で、これから法人の方が86パーセント、いわゆる市税の方は84.17、事業税の方が82。これは法人関係はどうかどうあるかについてあります。決算のホームページでも、当局でもそのようにございます。

総務常任委員会

市税のパーセントです。

8 養

この徴収率が下がっておりますが、どういったふうになっておりますか。その中で、法人のこれだけ徴収されておられるのは、会社がつぶれてしまったところがあるかという点。ついでに当局は50ページの道路新設改良費の中の未用額23,986について、それから排水新設改良費の18,000余りの未用額について。

総務常任委員会

この件です。50ページの質疑に答えましては、工事請負費です。この23,986については、41年度現年度に計上して、これは執行中でございます。

それから、もう一つの排水新設改良です。この額も大山公民館のあと、それから大瀬、それから新山の3ヶ所ですが、現在執行中でございます。繰越で決算はそういうふうになっております。

もう一つの指摘は、市税のパーセンテージです。

は市民税課長の方から答弁を頼まれたとい
思います。

市民税課長

お答えいたします。今先のご質問は、個人と法
人とを比べた時に徴収率がどうなっているかとい
うご質問でございますが、これは個人の場合は一。

8 着

のようの意味ではございませぬ。年税全体とし
ても徴収率が下がっておりますが、これはどうい
う結果にたつておるか。又、その中で法人、法
人の場合は私に考えられる場合は徴収率が下が
るというふうなことが、8.17には低いとい
うことになっておるという事であり、
個人と法人の比較ではございませぬ。

市民税課長

はい、わかりました。これについては、具体的に
落ちておる理由、この大卒の理由、11年度は
打ち切り決算のために、従来はどの論議整理期
間も入れて5月15日までに切られたものでござい
ます。3ヶ月半の徴収が減ったということ、このこと
でこの成績はどのと落ちておるというものが大卒の原
因でございませぬ。尚、法人については打ち切り決
算のためにこの後半に徴収できなかった徴収でき
なかった。尚、大卒の事業税がこれにござい
ます。事業税の場合、最後の第三期の納期が
5月15日までにございまして、これはこのこと

いぶ落ちにたていうことで、打ち切り決算で3ヶ月半も徴収期間が減らされた。そのうちで

19 着

議案第143号の補正予算についてお聞きしたい
と思います。教育予算の中で、学校建築費、31ページ
ですが、多数小学校のアレハ校舎の建設という
ふうになりまして、1,160,000円補正されておりましたが、
この場合にてお、色々聞いておくと、超境入学
のほうにもお、非常に小学校の教室が窮乏に
なっておるというところもお聞きしたいんですが、今後
の見通しとしてお、次年度予算の例に本校舎
の建築がそのうち内分が、或はそのうち一方の方
向性がお、委員会、或は当局として、そのうちで
あったらどうか、それをお聞きしたいんです。

総務課長 答

この現年度の補正については、委員会として審
査してございまして、大体このアレハ校舎が2
学級分、そのうち東年度も本校舎割当はありという
ことでございまして。

19 着

後でございますが、それについては18日の本会議に
おいて一応お聞きしておりましたので、いつまでもアレハ
校舎という部にはいかならぬと思っております。この2校舎
のほかに増築を、今後でお、子供達の教育が
スムーズにできるかどうか、そのことをお聞きしたいと思
います。

教育委員長

とらです。

19 巻

その通りであらう。それで、今後の展望として55年計画で分校を考へていらっしゃるということであらう。おわかりました。

9 巻

今、19巻との関連で、去年の経済民生教育常任委員会が嘉敷小学校を分向した場合は、超境入学の人数が約80名とらえられている。それに対して教育委員会はどのような措置を取られたか。

おっしゃる通りだと思います。特に私が申し上げたいのは、復帰前から学校の分向による施設は民政府補助でやっております。今後制度が一本化されると、約3分の1の市の負担と、対応しなくてはならないことは財政的に非常にしんどい状況でございまして、市民に対して大きな負担に在る中でございまして、現在まで住民登録のみで済ませておりましたのが、住民基本台帳というものが導入されたら、思われるように、新年度から教育委員会としてどのような対応策を講じておられるか。

教育委員長

嘉敷小学校。これは他の小学校も言えるが、特に嘉敷小学校の場合どういった超境入学の件か

知のほうで、超境入学の申し立てを個人としてやる手続をいふことで、この地域に住民登録は済まして、住民登録をもつ委員会に要するところから受け付けなければいけません。

9 着

保護者としてこの住民であることの確認をしてよることであるが。

教育長

保護者は、子供がここにこの地域に子供を籍を移す、この戸主、その他どういふ関係かということ、これが保護者になる部分である。

9 着

現実の問題として、保護者は別個にいうとじやないか。

教育長

現実の問題として、とり親である、親権者の方がおる部分で、ここに籍を移してからにこれを保護者として受けとることもできる、籍をここに移したら、子供がここに居住したら委員会としては受け付けておる部分である、ところが、この件については向うで校区でも非常に学校としても問題であるというので、特に今、お話しの方に、校舎も不足する、備品も机、腰かけも不足する、この状態で非常に問題に付いた部分で、これは西原の広栄と名の付く、これが浦添の区域だが、この方に筆記入学をさせてくれという

陳情があった訳です。これを文教局を通じて、ここに
 宜野湾の教育委員会に委託したという何もなかった
 のであつた。それについて各校の学校と相談しなけれ
 ばならぬし、学校の事情も校区の事情も聞かなければ
 いかぬし、これは委員会としては実際は今、嘉数の
 場合は備品や校舎、施設も不足なので、それではな
 いという事にしては訳です。そこで、向うとしては正式な
 年鑑をふんでここに委託しようという何をしたとてあ
 り、これを断つたものだから結局は個人個人親戚をたよ
 つてここに子供を預けさせ、それでこれを何とかする方に
 したとてあつた。ところが向うの自治会長や P.T.A 会
 長、その他の方々が一緒に集つてこれは実際に親
 もここに何かおしやなければいけません、受け付けられな
 うにしようという方が、校区ではあつた。それで自治
 会長が住民登録をみるには自治会長が実際に居
 住証明をうけるをやつた。そこで受け付けておる。そう
 いうことになっておるから、自治会長もそれを受け取
 付けておる。それで、住民証明は実際にここに居住
 してなければならぬ。住民証明は受け付けておる。そ
 ういう事を申し居たとしても、それからはなださうと
 思つておりました。

9 着

私は自治会長、P.T.A のことは聞いておりました
 です。今、19 着とからの指摘の方に児童数に
 比較して運動場も狭い。教室も狭い。そして、子供
 達は宜野湾市民の恩恵を受け、学校に行つておる。
 今の親権者はそれに対する義務は果たしてないという
 立場からです。委員会の委託は、どうお考えがござい
 ますか。

教育長

委員会の下に、ここに居住しているならば受け付け
たい。

9 着

じゃ、そういうふうな手続まで現在やっているか。

教育長

あつた。

9 着

たしかに親権者がこちらに来ておられるか
入学を許可しているか。これが今までのやり方で誰かが
保護者に代ってやるというふうな方法で入学を許
可しているか。

教育長

あつた。あつておりました。

9 着

あつた。あつた。現行の法で申請しても受け
付けられるというところですか。

教育長

そうですね、ここには居住しているというところであれば
可か。

9 着

私は現場の方からあつた。あつた。現場

の責任者が80名くらいおりました。これは、学校現場、私は家庭を訪問してはつりかかると思っております。一番わかりやすいのは、これで現われた数字は私に学校現場の責任者から聞いております。我々経済民生委員会、そういうことに対して教育委員会がこういう措置をとられて、どうこうを姿勢で臨まれるべきです。

教育長

委員会として、転入希望を何としたと保護者と一緒に来ます。保護者もつれて来るように伺っております。ところが、実際にその住所登録をしたら、これは受け付けられなかったと思っております。

9 巻

じやお開きしたんですが、現行の教育行政の中で、こういった市町村自体が教育行政、そういうことおこなうわけでも、これは市の主体的な取り組み、教育行政の基本的な姿勢の問題だと思っております。どうお考えですか、現行法でどうおこなうか。児童一人が親権者を別に住んだ場合に、そういう場所でも義務教育の受けようとする対象に在るかどうかが、議論しつらく休憩して下さい。

議 旨

休憩いたしました。(午後1時2分)
再開いたしました。(午後1時9分)

議長

ほかにも質疑も完了しておりますので、三案件
に対する質疑を終りたいと思っておりますが、ご異議
ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、質疑を終り、あわせて
委員長の報告も終了です。

議長

認定第4号、1972年度宜野湾市一般会計歳入
歳出決算認定についての討論をお願いします。

議員

討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ご
せませんか。

議員

ご異議ありませんので、討論を省略いたしまして
表決に付します。

認定第4号については、原案の通り認定することに
ご異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長

ご異議ありませんので、認定第4号は原案の通
り認定することに決まるといたしました。

議長

議案第134号、期末手当の特例に関する条例
についての討論を求めた。

議長

討論を省略いたしましたと思っておりますが、ご異議
ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしました
表決に付します。

議案第134号に付しては原案の通り可決することに
ご異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長

ご異議ございませんので、議案第134号に付して
は、原案通り可決することに決定いたしました。

議長

議案第143号昭和41年度富野町市一般会計
補正予算についての討論を求めた。

議長

討論を省略いたしましたと思っておりますが、ご異議
ございませんか。

議長

ご累議ごさいせいのため、討論を省略いたし
まして表決に付します。

議案第143号に付しまして原案通り可決するこ
とにご累議ごさいせいが。

(累議おしと時お)

議長

ご累議ごさいせいのため、原案の通り可決すること
に決定をいたしました。

議長

議決事件の字句及び数字等の整理についてお
諮りしたいことがございまして、しばらく休憩いたし
ます。(午後1時11分)

議長

再開いたします。(午後1時12分)
お諮りいたします。先分付に議決された各案
件について、その条項、字句、数字、その他整理
を要するものについて、その整理を議長に委
任したいと思っております。これにご累議ごさいせ
いが。

(累議おしと時お)

議長

ご累議おしと認めます。その整理を議長に
委任することに決定をいたしました。

議 要

以上をもちいて第10回宜野湾市議会定例会
を閉じらるゝにいたしました。本日特に長時間懐
里にご審議いたされたことにありがとうございます
です。誠にありがとうございました。
(午後1時13分)

上記会議録の次頁は署名が記載されたものであるが、
その内容の正確であることを証するため、ここに署名
する。

昭和48年6月6日

宜野湾市議会議員

会議録署名議員

天久國雄 

会議録署名議員

武糸行男 



